

〈3〉 産構審が示した規制品目番号国際化の方向性 ——EU体系準拠の方向性を明示

CISTEC 規制番号国際化実現WG 事務局

産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会（以下 産構審）が平成28年11月から平成29年1月にかけて開催され、役務提供、罰則の見直し、対内直接投資等、安全保障に係るあるべき姿について検討された。この小委員会では規制番号国際化に関するテーマも審議され、中間報告として方向性が報告された（産構審では、「規制対象のカテゴリー構成」という用語を使っている）。

これまでCISTECでは規制番号国際化に向けて様々な活動を行ってきたが、本稿では、その経緯をまとめると同時に、産構審で報告された国際化に対する方向性についてご紹介する。

1. 規制品目番号国際化の目的

効率的で、かつグローバルな海外展開を行うために、規制番号については海外の関連会社、顧客との規制番号の共有が必須である。

現在の政省令ではEU規制番号との分類が異なり、対応関係が分かりにくい。また、個々の貨物・技術を規定する項目（輸出令別表1・外為令別表）とEU規制リストの規定項目が、1対1に対応していないなど、海外子会社との情報共有等の観点から管理負担が大きい。

政省令番号をEU番号等、海外のデファクトスタンダードな番号体系にすることで、大きく改善される。更に、レジームの規制内容との対応が取り易いことから、リスト改正時に早期の改正が期待できる。

2. これまでの経緯

(1) CISTECとして規制品目番号国際化は平成15

年度から活動を開始し、規制番号のあり方を検討してきた。経産省への提言もその当時から続けてきているが、平成20年3月にまとめた産業構造審議会貿易管理小委員会WG報告書において、「貨物等リストの記述のありかたの見直し」の提言がなされた。その内容は、「リストの規定内容や方法に関して、時代に合った対応の必要性も指摘されており、官民双方が協力して対応の方向につき検討していくことが求められる。」というものであり、産業界の要請に応えたものだった。

(2) 経産省では、産構審WG報告書を踏まえて、CISTECの協力を得て、「政省令—EU規制リスト対比表」を作成し、平成20年10月にHPで公表した。（CISTECでは、その解説書を発行した）。その後も、ECCN番号との対比をHPで参考掲載する等の取組みがなされた（平成22年まで）。

(3) 産業界では、現在の政省令における番号体系をグローバルスタンダードであるEU規制番号体系への見直しへ向けて要請活動を強化し、平成22年度、平成23年度及び平成24年度に日本貿易会、日本機械輸出組合及びCISTECの3団体連名で早期実現の要望書を提出した。また、別途経団連からも要望書が提出された。

これを受け、平成24年4月に、政府の行政刷新会議『国民の声』受付提案への対処方針として、「関係業界の意見も広く聴きながら、改正の要否を検討しているところであり、平成24年度中に結論を得る。」との閣議決定がなされた。

(4) この閣議決定を踏まえて、経産省から読替表による国際化（案）が提示された（いわゆる「第二次案」）。要旨は1)原則として政省令を改正しない、2)読替表（貨物が特定できる規定細番まで）で対応する、3)対応するEU番号を申請番号として通達

で定め、それによって電子申請を可能とすることにより、EU番号による管理を可能とする、というものであった。

(5) 3団体では、EU規制番号体系への移行等当初要請からは乖離はあるものの、現実的な案として受け入れる旨を正式に回答し、経団連も提言にて進展を評価した。そして、翌平成25年4月に、CISTEC事務局内に専門作業チームが設置され、同5月には、METI-CISTECで検討会合が設置された。

そこでの協議の結果、読替表の素案作りは、実質的にCISTECが担う旨合意がなされ、作業が開始された。具体的には、経産省のチェックも受けながら、貨物読替表(素案)、役務読替表(素案)の作成を行い(役務は、技術とプログラムとを分けて規定する省令素案も作成)、それぞれ平成26年7月、平成27年3月に同省に提出し、この読替表(素案)を基に、同省にて規制品目番号国際化に関する具体的な進め方について検討を要請した。

(6) その後、CISTECと経産省との間で意見交換を行ってきたが、同省では、平成28年2月に至り、次の方針が示された。

- ①政省令-EU規制の対比表は産業界にとっても、アジア等の当局にとっても有益なものとして認識しており、CISTEC HPに掲載していただいた上で、METIの安保管理のHPから、有用な参考になるものとして言及の上リンクを貼る。
- ②問題をより本質的に解決するための方策の可能性を念頭において検討を進めたい。最大のポイ

ントはカテゴリーの構成と考えている。

従来の「読替表」による対応の方針とは異なってくるが、産業界にとっての本質的なニーズへの対応、日本の規制リストに対するアジア諸国等の当局・企業からの要望、読替表対応による不正輸出等の立件に係る懸念発生の可能性等の諸点を総合的に勘案した上での慎重な検討結果によるものと考えられる。産業界としても、本来ニーズと当初要請内容により近くなる方向であり、望ましいものとして推進をお願いした。

3. 今年度(平成28年度)の活動

(1) 対比表の作成

規制番号国際化の方針に関しては経産省より、カテゴリー構造を見直す方向での方針が提示されたことにより、従来の「読替表」ではなく、EU番号との対比を行う事ができる「対比表」の作成を行い、CISTEC HPに掲載を行った。

- ①平成28年6月30日：当時の規制リストに基づき、貨物の政省令-EU規制番号との対比表(貨物のみ)をCISTEC HPで公開
- ②平成28年7月1日：経産省のHPから「有用かつ参考になるもの」としてリンクを張っていただいた。
- ③平成29年2月28日：平成29年1月施行の政省令改正に合わせ、対比表の見直し版をCISTEC HPに掲載。

対比表例

貨物等省令				EU規制番号		貨物等省令原文(原文)	政省令:H28.11, EU規則:2016.9 公布版			
輸出番号	条	項	号	口	ハ	細番	EU規制番号	対比用英文	EU規制英文(英文)	EU規制の差異注意(要)
68	9(14)	4	1	十二	ハ	(一) 2	IC007 f 2		2. Si-C-N.	
69	9(14)	4	1	十二	ニ		IC007 d		d. Ceramic-ceramic "composite" materials, with or without a continuous metallic phase, incorporating particles, whiskers or fibres, where carbides or nitrides of silicon, zirconium or boron form the "matrix".	
70	9(15)	4	1	十二	ホ		IC007 e		e. Precursor materials (i.e. special purpose polymeric or metallo-organic materials) for producing any phase or phases of the materials specified in IC007c, as follows:	
71	9(15)	4	1	十二	ホ	(一)	IC007 e 1	(一) ポリジオルガラン	1. Polydiorganosilanes (for producing silicon carbide).	
72	9(15)	4	1	十二	ホ	(二)	IC007 e 2	(二) ポリシラザン	2. Polysilazanes (for producing silicon nitride).	
73	9(15)	4	1	十二	ホ	(三)	IC007 e 3	(三) ポリカルボシラザン	3. Polycarbosilazanes (for producing ceramics with silicon, carbon and nitrogen components).	
74	9(16)	4	1	十三			IC008		IC008 Non-fluorinated polymeric substances as follows (中略) Technical Note 1. The "glass transition temperature (T _g)" for IC008 a.2, thermoplastic materials, IC008 a.4, materials and IC008 f materials is determined using the method described in ISO 11357-2 (1999) or national equivalents 2. The "glass transition temperature (T _g)" for IC008 a.2, thermosetting materials and IC008 a.3, materials is determined using the 3-point bend method described in ASTM D 7028-07 or equivalent national standard. The test is to be performed using a dry test specimen which has attained a minimum of 90 % degree of cure as specified by ASTM E 2160-04 or equivalent national standard, and was cured using the combination of standard- and post-cure processes, that yield the highest T _g .	
75	9(16)	4	1	十三	イ		IC008 a		a)イに該当するもの のうち、ビスマレイミド	1. Bismaleimides;
76	9(16)	4	1	十三	イ		IC008 a 1		b)イに該当するもの のうち、ガラス転移点 が290度を超える芳香族ポリイミド	2. Aromatic polyimide-imides (PAI) having a "glass transition temperature (T _g)" exceeding 563 K (290 °C);
77	9(16)	4	1	十三	イ		IC008 a 2		c)イに該当するもの のうち、ガラス転移点 が290度を超える芳香族ポリアミドイミド	3. Aromatic polyimides having a "glass transition temperature (T _g)" exceeding 505 K (232 °C);
78	9(16)	4	1	十三	イ		IC008 a 3		d)イに該当するもの	4. Aromatic polyetherimides having a "glass transition temperature (T _g)"
	9(16)	4	1	十三	イ		IC008 a 4			

(2) 産構審に対する対応・意見提出

産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会が平成28年11月から平成29年1月にかけて開催され、諸課題が検討された中で、一つの検討課題として、規制番号国際化に関するテーマも審議された(「規制対象のカテゴリー構造の見直し」)。

規制番号国際化に関しては、第1回の小委員会において、「負担軽減や中小企業等の取り組み強化に向けた改革の方向」との観点の下に、「国際輸出管理レジーム別を基本とした我が国の規制対象カテゴリー構成を、規制対象者がより容易に規制品目等を確認できるよう、他の多くの国が採用している規制対象品目を基本としたカテゴリー構成に変更することを検討すべき。」との方向性が示された。

これに対し、経産省との意見交換を経て、3団体(CISTEC、日本機械輸出組合、日本貿易会)の連名で、各種改正の方向性に対し意見を提出した。規制品目番号国際化(規制品目番号体系のEU準拠)に関しては以下の点を要望した。

- ①公式にEU体系準拠の方向性が示された画期的意義として歓迎した上で、
- ②細部にわたる十分な調整と準備期間の確保
- ③極力早期の実務的な細部にわたる調整の開始
- ④貨物と役務との合体、アルファベットやアラビア数字での表記

経過概要は文末の「近年の規制番号国際化に関する経緯概要」を参照されたい。

4. 産構審中間とりまとめで提言された方針

(1) 産構審小委員会での3回に亘る審議の結果として、平成29年1月23日に中間報告が公表された。

この中で、規制品目番号国際化に関しても、以下のような提言がなされている。内容は、産業界から要望した点を踏まえた内容となっていると考える。

ただし、その趣旨は、EU体系そのものにするということではなく、「国際輸出管理レジーム別を基本としたカテゴリー構成」を、「規制対象品目を基本としたカテゴリー構成」に変更するというものである。この点は、これまでの読替表による対応の検討の際にも、各国の独自の事情による多少の差異の

存在は前提とされていたことである。

(2) 以下、産構審 中間報告の当該部分を抜粋する。

=====

「輸出者等の負担軽減や中小企業等に対するアウトリーチに向けた取組」

(1) 安全保障貿易管理の現状

経済活動のグローバル化が進み、貨物・技術情報の国際的な流通形態は複雑化しており、企業の一つの取引が複数の国の輸出管理制度に影響を受けるようになってきている。このため、日本企業が関与するサプライチェーンにおいても、他の国の輸出管理制度に対応できるよう、輸出管理を行わなければならないとなるとともに、海外の企業が我が国の輸出管理制度を理解した上で取引を実施しなければならない事例も増加している。

一方、我が国の規制対象品目等のカテゴリー構成は、罰則の水準が異なることも反映し、各国際輸出管理レジームを並べる形で大量破壊兵器に関わる品目等と通常兵器に関わる品目等を別にして分類を行っており、ワッセナー・アレンジメントの対象品目分類を基礎にしてカテゴリーを構成している他の国と異なっていることから、複数国をまたがる流通を管理しなければならない輸出管理の現場の負担が増している。

こうした事情から、日本企業のみならず海外の企業からも規制対象品目のカテゴリー構成などについて見直しを求める意見が寄せられようになってきている。

また、一つの精度の高い部品や技術情報が防衛装備の性能を左右するようになってきている中、こうした部品や技術情報の軍事転用を避けるため、中小企業や大学等における適切な輸出管理の取組が重要性を増すようになってきている。

(2) 負担軽減や中小企業等の取組強化に向けた改革の方向

国際輸出管理レジーム別を基本とした我が国の規制対象のカテゴリー構成を、規制対象者がより容易に規制品目等を確認できるよう、他の多くの国が採用している規制対象品目を基本としたカテゴリー構成に変更することを検討すべきである。(中略)

カテゴリー構成の再構成や中小企業等にもより厳格な輸出管理を求めていく必要があることを踏ま

え、輸出者等遵守基準において、カテゴリ再構成を踏まえた機微度に応じた情報管理や、組織内における情報管理責任者の指定など、必要な見直しを行うべきである。」

=====

(3) なお、上記抜粋の末尾部分で、組織内情報管理に関連した輸出者等遵守基準の見直しの理由として、カテゴリ再構成が挙げられている。これは、規制対象のカテゴリ体系が大幅に変わることになるが、そういう中でも、該非判定が確実に行われ、大量破壊兵器等関連貨物・技術が然るべき手続きを踏まないままに輸出・移転がなされることがないように、との趣旨に基づくものである。

この点に関しては、＜1＞の産構審の中間報告解説記事を参照したいが、あくまで中小企業等の不慣れな企業を主たる対象とした努力義務であり、大企業等でそれぞれ定着し問題なく機能している自主管理体制の枠組みを変更することとも求めるものではないことは、意見交換を通じて確認されている(規制の筋としても、義務化されるべきものではない)。

5. 今後の活動について

CISTECとして規制品目番号国際化の検討開始から13年、本格的な活動に入ってから7年の歳月を経て経産省から、実質的なEU体系準拠の方向性で検討すべき旨の方針が示され、産構審によってオーソライズされた。これは産業界として望んでいた方向性であり、悲願が実現する見込みとなったものとして、歓迎すべきものと捉えている。

規制番号がグローバルスタンダードと同様な体系になることは、我々産業界にとって国際的な活動に大きなメリットをもたらす半面、カテゴリ・番号体系が大幅に変わることになり、移行に対する負担が大きいと予想される。カテゴリ・番号体系がどう変わるのか、どれだけの準備期間を確保する必要があるのか等、経産省と産業界の意思疎通を十分取り進めていく必要がある。この点は、同省側からも繰り返し表明されており、新体系に移行後も、該非判定が確実に行われることが期待され、要請されている。

産構審中間報告を踏まえての詳細な検討はこれからであるため、今後とも、産業界各位の規制カテゴリ・番号体系の国際化に対するご理解をお願いするとともに、より良い体系に向けてのご意見を頂きたいとお願いする次第である。

以上

(参考) 近年の規制品目番号国際化に関する経緯概要

2007年3月	最初の国際化の要望書を提出。この後も2009年、2011年にも追加提出
2012年1月	経産省の1次案(5桁の読替表方式)を受領
2012年4月	行政刷新会議の「国民の声」に寄せられた要望への対応を閣議決定
2012年2月	3団体(CISTEC、日機輸、日本貿易会) 要望書をMETIに提出
2013年2月	経産省の2次案(10桁読替表方式)を受領
2015年3月	CISTECで作業した貨物・役務の対比表(読替表) 素案を提出
2016年2月	「問題をより本質的に解決するための方策の可能性を念頭に検討を進める。」とのMETI方針の提示。
2016年6月	政省令-EU規制の対比表(貨物のみ)を作成しCISTECのHPで公開
2017年1月	産構審中間報告で「規制対象品目を基本としたカテゴリ構成に変更することを検討すべき」との提言